

物価高騰対応重点支援給付金を 支給します



1

■対象世帯

令和5年12月1日時点で町に住民登録があり、世帯全員分の令和5年度住民税所得割が非課税の世帯であって、次の要件すべてを満たす世帯

- 広報さかき1月号掲載の「坂城町電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(追加分)」(7万円)を受けていない世帯であること
- 住民税均等割課税者の扶養親族等のみで構成される世帯ではないこと

■支給額

1世帯あたり10万円

■支給方法

- ①坂城町から「長野県・坂城町価格高騰特別対策支援金」(2万円)を受けた方
 - 2月下旬に町から「支給のお知らせ」をお送りしました。
 - 給付金を受給するための手続きは不要です。なお、受給口座を変更する場合や受給を辞退する場合は、3月6日(水)までに届出をお願いします。
 - ②①以外の方
 - 給付金を受けるためには手続きが必要です。
 - 2月下旬に町から「対象要件確認書」をお送りしましたので、お手元に届いた対象要件確認書に必要事項を記入のうえ、同封の返信用封筒でご返送ください。
- 申請期限は、4月15日(月)必着です。



子育て世帯物価高騰対応重点支援給付金を 支給します

2

■対象世帯

18歳以下の子ども(平成17年4月2日以降に生まれた方)のいる世帯であって、次のいずれかの要件を満たす世帯

- 上記 **1** の「物価高騰対応重点支援給付金」(10万円)の対象となった世帯であること
- 広報さかき1月号掲載の「坂城町電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(追加分)」(7万円)の対象となった世帯であること

■支給額

子ども1人あたり5万円

■支給方法

- 給付金を受けるためには手続きが必要です。
- 2月下旬に町から「対象要件確認書」をお送りしましたので、お手元に届いた対象要件確認書に必要事項を記入のうえ、同封の返信用封筒でご返送ください。

申請期限は、4月15日(月)必着です。



各給付金について、ご不明な点がございましたら、下記へお問い合わせください。

◎申請・問い合わせ先 福祉健康課福祉係 ☎82-3111 (内線135) 直通75-6205